

現金収支計算書基準の比較

Comparative Studies on the Standards of Cash Flow Statements

鎌 田 信 夫*

Nobuo KAMATA

はじめに

われわれは、日本会計研究学会のスタディ・グループとして、「現金収支計算書の制度化」について研究した。この研究は、改めていうまでもなく、わが国の会計基準では、いまだに「現金収支計算書」が主要の財務諸表の1つとして位置づけられていないという事実に関心づけられている。そこで、われわれは、現金収支情報の開示の先進国、とくにアメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドおよび南アフリカの6カ国、また、国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee, IASC) の「現金収支計算書基準」について調査・研究することから始めた。

英語圏諸国の現状と傾向

207頁に示されている「各国の基準の概要と改訂国際会計基準第7号との比較表」は、アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドおよび南アフリカの各国と、IASCの現金収支計算書の基準について、(1)基準公表

日など、(2)利用目的、(3)適用範囲、(4)資金概念、(5)開示形式の5項目について比較したものである。

(1) 基準公表日

この「比較表」から明らかなように、これらのすべての国は、少なくとも、現時点において、「現金収支計算書」を、主要な財務諸表の1つとして位置づけている。アメリカでは、1987年から、もうすでに、10年間にわたる経験をもっている。イギリスでは、1991年から6年間、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドおよび南アフリカでも、現金収支計算書は主要な財務諸表の1つとして開示することについて、5年以上の経験をもっている。IASCも1992年から同様に規定している。

(2) 利用目的

次に、このような現金収支情報の利用目的であるが、改訂国際会計基準第7号 (Revised International Accounting Standards No.7, R-IAS 7) は、情報の利用者の利用目的を、次のように指摘している。

第1に、流動性、支払能力および財務弾力性を評価する。

第2に、企業の現金創出能力を評価し、いろいろな企業の、比較可能な将来の現金収支モデルを作成する。

第3に、異なる会計処理の影響を排除し、比

* 中部大学経営情報学部教授－会計

Professor of College of Business

Administration and Information Science

Chubu University - Accounting

比較可能な経営成績の指標を求める。

第4に、利益の質、および価格変動の影響を調査する。

各国の基準の目的も、ほぼ同様である。財務会計基準書第95号 (Statement of Financial Accounting Standards No 95, SFAS95) をとりあげてみる。SFAS95の目的は、下に示すとおりである。

第1に、将来の現金創出能力を評価する。

第2に、債務返済能力、配当支払能力、および外部からの資金調達能力を評価する。

第3に、純利益と現金収支の差異の原因を明らかにする。

第4に、現金、非現金の投資・財務取引が、財政状態に与える影響を評価する。

ここで、R-IAS7の第1の目的「流動性、支払能力および財務弾力性を評価する」は、SFAS95の第2の「債務返済能力、配当支払能力、および外部からの資金調達能力を評価する」に一致している。R-IAS7の第2の目的「企業の現金創出能力を評価し、いろいろな企業の、比較可能な将来の現金収支モデルを作成する」は、SFAS95の第1の「将来の現金創出能力を評価する」に一致している。R-IAS7の第3「異なる会計処理の影響を排除し、比較可能な経営成績の指標を求める」は、SFAS95に該当はない。R-IAS7の第4「利益の質、および価格変動の影響を調査する」は、SFAS95の第3の「純利益と現金収支差異の原因を明らかにする」に、一部相当するものと思われる。

カナダの勅許会計士協会は、1996年5月に、公開草案「現金収支計算書」を発表している。これによると、カナダ会計基準審査会 (Accounting Standards Board, AcSB) は、R-IAS7と若干相違するところはあるが、R-IAS7をほとんど調和している。

イギリスの財務報告基準書第1号 (financial Reporting Standards No.1, FRS1) の表現は、R-IAS7の表現とは大分異なっている。ここでは利用目的として、第1に、流動性、第2に、持続可能性、第3に、財務適応能力、そして第4

に、比較可能性を指摘している。しかし、これらは、R-IAS7の内容とほとんど同じである。イギリスの会計基準審査会 (Accounting Standards Board, ASB) は、FRSIに準拠することは、1991年7月のIASCの公開草案第36号「現金収支計算書」 (Exposure Draft No.36, Cash Flow Statements, ED36) に、おおよそ一致している (para. 47)、と述べているから、表現の仕方は同じではないが、実質的な内容は同じである。

オーストラリアおよびニュージーランドの基準の目的は、R-IAS7の内容と、ほとんど同じである。ただし、ニュージーランドの財務報告基準書第10号 (Financial Reporting Standards-10, FRS-10) は、比較のための比率を示して、資金情報の活用の仕方を明らかにしている。

(3) 資金概念

これまで総資金、運転資金、当座資金、あるいは現金というような、多様な資金概念が用いられてきた。1987年にアメリカのSFAS95が発表されてから、公表される資金計算書では、現金資金概念が用いられるようになった。R-IAS7も同様である。ここで、「現金」は、正確に言えば、「現金および現金同等物」である。これも、「比較表」で明らかなように、これらの6カ国は、すべて、「現金および現金同等物」を資金概念として用いている。「現金収支計算書」が主要な財務諸表の1つであること、また、資金概念として、「現金および現金同等物」を用いることについては、これらの6カ国の間で、すでに調和化が達成されている。もっとも、各国の現金同等物の内容は、必ずしも、一致していない。現金同等物は、短期で、流動性の高い投資で、アメリカの基準では、4つの項目が例示されている。すなわち、1) 財務省短期証券、2) コマーシャル・ペーパー、3) 短期金融資産投資信託 (マネーマーケットファンド)、4) 受入連邦資金 (フェデラルファンドソールド) である。また、現金同等物の範囲は、満期日が、最大、3ヵ月までに限定されている。R-IAS7は、本文においてこれらの項目を例示していないし、3ヵ月という期間の限定もないが、短期とはふ

つう3ヵ月であると解説している。しかし、他の国は、イギリスを除き、期間を限定していない。この点は、国々の事情により調和化は困難なようである。

(4) 活動区分

活動区分は、R-IAS7もSFAS95も3区分法、すなわち営業、投資および財務活動に分類する方法を規定している。このなかでとくに、営業活動区分については、いろいろ問題がある。

SFAS95では、「営業収入」には、1) 財貨または用役の販売収入、2) 資付金、債権および株式から生じた利息および配当収入をあげている。これら2つが、営業収入であることに問題はないが、「営業活動」には、その他に、投資活動または財務活動として定義されない取引から生じるすべての収入が含まれている。

また、同様に「営業支出」には、1) 原材料、商品を取得するための現金支出、2) 上記以外の財貨または用役に対する購入先および従業員に対する支出などが含まれている。これらは問題はないが、その他に、「営業支出」には、投資活動または財務活動として定義されない取引から生じるすべての支出が含まれる。

これは、「狭義」の営業収入、投資収入および財務収入と、「狭義」の営業支出、投資支出および財務支出を定義してから、これらに含まれない収入および支出を、それぞれ「営業収入」および「営業支出」に含めている。したがって、営業収入および営業支出の概念は、「狭義」および「広義」という2通りに使い分けられていて、論理的な混乱が生じている。この点について、R-IAS7では、「狭義」あるいは「広義」という概念は用いられていない。

イギリスのFRS1では、「営業活動に伴う現金収支は一般に営業活動あるいは売買活動に関連する取引あるいは事象が現金に与える影響を表す」と述べているだけで、SFAS95のような混乱は生じていない。

(5) 特定項目の分類

次に問題となるのは、「利息収入」および「配当収入」である。SFAS95のもとでは、これ

らは、営業活動に伴う現金収支として分類されている(FAS95.para.22)。これらの投資に対する報酬は、投資の増減と区別されている。もし、「投資に対する報酬」と「投資の増減」収支が、投資に関する取引として、同じ区分で開示されれば、利用者を中心とする現金収支分析はもっと容易になることがある。また、「配当収入」および「利息収入」を、「営業活動に伴う現金収支」から、「投資活動に伴う現金収支」に分類し直せば、「営業活動に伴う現金収支」は、会社の中心的事業に関する収支を示すことができる。

「利息支出額」は、SFAS95によれば、営業収支として分類されている(para.23)。この「利息支出額」は、会社の資本構造や借入に対する経営者の意思決定に依存する。しかし、資本構造が異なる会社でも、それらの会社の「営業活動に伴う現金収支」は比較可能であることが利用者にとって便利である。また、債権者に対する利息支払が、「営業活動に伴う現金収支」に含まれるのに対して、「株主に対する配当」は、「財務活動に伴う現金収支」に分類されている。利息支出も配当支出も、提供された資金に対する報酬という点では同質的であるから、同一の区分で表示することも考えられる。

イギリスのFRS1では、このような視点から、現金収支計算書は、第1に「営業活動」、第2に「投資報酬および資金調達費用」、第3に「税金」、第4に「投資活動」および第5に「財務」という5区分表示となっている。

「配当収入」および「利息収入」の区分について、カナダは特定の規定を設けていないし、オーストラリアも区分を限定していない。R-IAS7も区分限定はない。ニュージーランドと南アフリカは「営業活動」である。この状況からみると、この2つの項目を区分することについては、なお議論の余地があるものと思われる。

次に、「配当支出」および「利息支出」について検討してみる。SFAS95は、配当支出を財務活動に区分している。カナダは「財務または営業活動」、オーストラリアはこれらを「区分

限定」していない。ニュージーランドは、カナダと同様、「財務または営業活動」、南アフリカは「営業活動」、R-IAS7は「区分限定」していない。イギリスは配当収入と同様、「投資報酬および資金調達費用」である。

このように「配当支出」については、「財務」区分で表示することに同意している国が多いが、共通の同意は得られていない。これに対して、「利息支出」は、イギリスのFRS1号は「投資報酬および資金調達費用」に区分されるが、これは例外的である。他の国の基準は営業活動に区分するか、とくに「区分しない」という2つの立場に分かれている。

(6) 直接法と間接法

次に、直接法と間接法について取り上げてみる。R-IAS7は、直接法と間接法を認めている (para.18)。このなかで、直接法を望ましい方法と考えている。それは将来の現金収支を見積るうえで有用であること、また、間接法では得られない情報を提供するからである (para.19)。これは、SFAS95と同様である。

これに対して、イギリスのFRSIは、これらの2つの方法を認めているが、間接法を重視しているように思える (para.16)。直接法を重視するか、間接法を重視するかは、国によって異なるが、オーストラリアおよびニュージーランドが、直接法しか認めていない点は、注目すべきである。ここで、「直接法」とは、主たる項

目別に、営業現金収入および営業現金支出の総額を示す方法であり、「間接法」とは、利益に対して非現金項目と非営業項目とを調整して、営業活動に伴う正味現金を求める方法である。

むすび

最近、わが国の連結開示制度について、海外の投資者やアナリストから問題がいろいろと指摘されている。このなかに、基本財務諸表の1つとして連結現金収支計算書を含めるべきであるという意見がある。この問題は、とくに証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commission and Similar Agencies, IOSCO) が1993年の総会で、「現金収支計算書」をコアスタンダードの1つとして認めたことによって注目されるようになった。しかし、連結財務諸表の1つとして連結現金収支計算書を含めるというのであれば、その前に理論的にも実務的にも、個別財務諸表の1つとして現金収支計算書を位置づけなければならない。また、すでに指摘したように、現金収支情報の開示の先進諸国の基準はわが国の基準と異なるところも多い。たとえば、わが国の資金概念は、「現金および一時所有の有価証券」であり、R-IAS7ともSFAS95とも異なっている。このような点に十分注意を払いながら、わが国も現金収支計算書の制度化を真剣に検討しなければならない時期にきている。